

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
省令の一部を改正する省令要旨

- 1 通算親法人が、他の通算法人の法人税及び地方法人税に係る申請等に関する事項の処理として、その申請等の情報に当該通算親法人の代表者等の電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書と併せて送信した場合には、当該他の通算法人は、その申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行ったものとみなす措置について、対象となる申請等を各事業年度の所得に対する法人税及び一定の基準法人税額に対する地方法人税に係る申請等に限定することとする。（第5条関係）
- 2 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。（附則関係）